



2022年8月19日

各 位

会 社 名 株式会社夢真ビーネックスグループ
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 西田 穰
(コード：2154 東証プライム)
問合せ先 取 締 役 C F O 佐藤 博
電話番号 0 3 - 6 6 7 2 - 4 1 8 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月27日開催予定の第18期定時株主総会に「定款一部変更の件」を上程することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 商号の変更

2022年6月17日付「商号の変更に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社グループ全体でパーパスを実現していく強い意志を表すため、「株式会社夢真ビーネックスグループ」からパーパス由来の新商号「株式会社オープンアップグループ」に変更すべく、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2023年1月1日とし、効力発生日経過後、当該附則を削除するものといたします。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置等

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を削除し、新たに第16条(電子提供措置等)を新設するものであります。なお、株主総会資料の電子提供に関する経過措置として附則を設け、2022年9月1日より6か月以内に開催される株主総会では現行定款第16条の効力を有するとし、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商号)	第1章 総 則 (商号)

<p>第1条 当社は、<u>株式会社夢真ビーネックスグループ</u>と称し、英文では <u>BeNext-Yumeshin Group Co.</u>と表示する。</p>	<p>第1条 当社は、<u>株式会社オープンアップグループ</u>と称し、英文では <u>Open Up Group Inc.</u>と表示する。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(商号変更の効力発生)</p> <p>第1条 定款第1条(商号)の変更は、2023年1月1日に効力が生じるものとする。なお、本条は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会決議日	2022年9月27日
定款変更の効力発生日	2022年9月27日
商号変更予定日	2023年1月1日

以 上